※令和５年度以降に貸付決定を受けた者に適用

※貸付期間が６年間の場合の基本パターン

市町村医師養成修学資金（一般枠）に係る配置基本パターン

臨床研修（２年）

※原則として県内の臨床研修病院で実施

①公的基幹病院勤務（２年）

公的基幹病院での専門医研修
＋その他医療機関勤務に向けたプライマリーケアの総合診療スキル習得研修

＜公的基幹病院の具体例＞
◆中央病院　◆中部病院　◆胆沢病院　◆磐井病院
★北上済生会病院　★盛岡市立病院
◇大船渡病院　◇宮古病院　◇久慈病院
◇二戸病院

①で内陸部（◆★）に勤務した場合は、③で沿岸部等（◇□○△）に勤務

専門研修・大学院等

自身の医師としてのキャリア形成を図るため研修等の期間の債務履行猶予（６年以内）

②その他医療機関勤務（２年）※

その他医療機関で勤務を行ないながら週１日、公的基幹病院又は医育機関で専門医研修の補充

※少なくとも１年間は市町村立医療機関（↓下線病院）に勤務

＜その他医療機関の具体例＞
●八幡平市立病院　●葛巻病院　●西和賀さわうち病院　●総合水沢病院
●まごころ病院　●藤沢病院　○済生会岩泉病院　○種市病院
▲安代　▲田山　▲雫石　▲中央（遠野）　▲前沢　▲衣川　▲金ケ崎
▲猿沢　▲室根　△綾里　△越喜来　△吉浜　△広田　△二又
△田老　△新里　△川井　△田野畑　△山形　△普代　△大野　△金田一
△浄法寺　△済生会陸前高田
□釜石病院　■遠野病院　■東和病院　■江刺病院　■南光病院
■大東病院　■千厩病院　□高田病院　□大槌病院　□山田病院
□一戸病院　□軽米病院　■療育センター　■いわてリハセン
▲沼宮内Ｃ　▲紫波Ｃ　▲大迫Ｃ　▲花泉Ｃ　△住田Ｃ　△九戸Ｃ

専門研修・大学院等

③公的基幹病院又はその他医療機関勤務（２年）

義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置

従事期間（６年）

専門研修（６年以内）

【H31 年度貸与者から適用】県外で臨床研修を行った場合、その期間を６年間から控除

期　間（12 年以内）

【H31 年度貸与者から適用】県外で臨床研修を行った場合、10 年間

【凡例】
・公的基幹病院
◆◇県立病院　★その他の病院
・その他医療機関
■□県立病院　●○その他の病院
▲△診療所
（いずれも白抜きは沿岸部等）

※　公的基幹病院とその他の医療機関の区分については、毎年、臨床研修病院の指定状況に応じて見直しを行います。